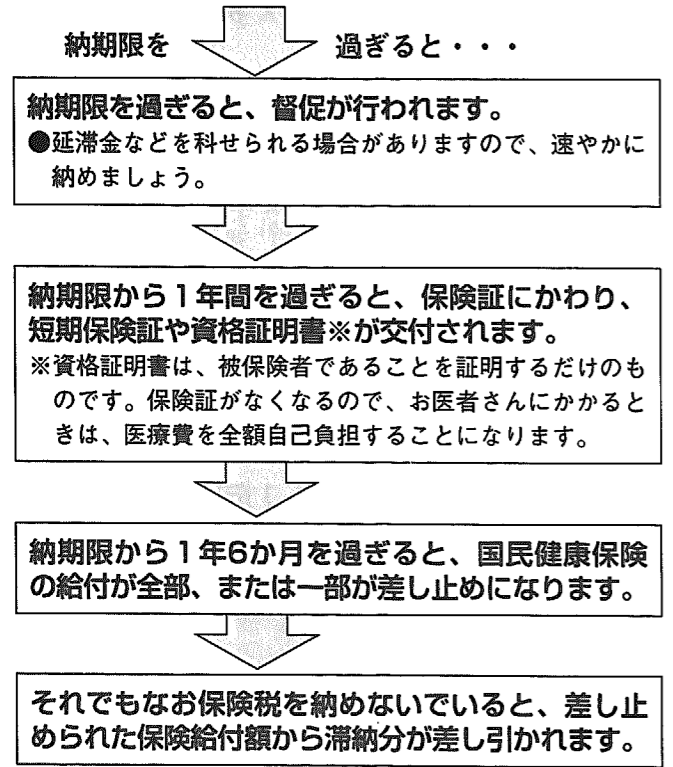


特別な事情がないのに国民健康保険税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます



保険税の納税通知書が送られてきたら、納期限までにきちんと保険税を納めましょう。



保険税の納付は口座振替で！

口座振替にすれば、納付に行く手間が省け、うっかり納め忘れをすることもなく、確実に納めることができ、大変便利です。

口座振替の申し込みの手続きは

- 預金通帳
 - 印鑑 (通帳の届け出印)
 - 納税通知書
- を持って、町民税課または役場指定の金融機関で手続きをとって下さい。

納付が困難な人は、まず国保にご相談下さい！

災害などやむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合は、お早めに町民税課 (☎385-2111) にご相談下さい。

住民基本台帳ネットワークシステム

8月5日第1次スタート

～21世紀における行政情報化の社会的基盤の確立を目指して～

今年8月5日、各種行政の基礎となっている住民基本台帳の全国ネットワークが稼働します。

住民基本台帳ネットワークシステムは、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)、住民票コードと、これらの変更情報により全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムで、電子政府・電子自治体を実現するための基盤となります。

今後、行政機関(国・地方公共団体など)では、住民の皆様からの各種の届出・申請などの際に、提出をお願いしていた住民票の写しの代わりに、ネットワークシステムから氏名、生年月日、住所などの本人確認情報の提供を受けることが可能となります。

住民票コードは、ネットワークシステムから情報を取り出すために必要不可欠なものです。横越町では、今年8月下旬に、全住民に対して住民票コードを通知します。通知の方法は、世帯単位とし、世帯主あてに郵送します。

通知された住民票コードは、今後、行政機関へ届出・申請の際に求められることがありますので、大切に保管して下さい。

注意
行政機関が住民基本台帳ネットワークを利用する時期は、申請・届出の種類によって異なります。また、事務の種類によって、住民票の写しや市区町村長

平成15年8月からスタート予定の第2次サービス

●住民基本台帳事務の効率化を図ります●

住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられます。

現在、住民票の写しの交付は、今、住んでいる市区町村や限られた市区町村間のみで、受けることができます。今後は、本人や世帯の住民票の写しの交付が住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国どこの市区町村でも可能となります。

注) この場合の住民票の写しには、戸籍筆頭者の氏名、本籍地の記載はありません。

引越しの場合の手続きが簡略化されます。

他の市区町村へ引越す場合には、現在、住んでいる市区町村へ転出届を提出し、転出証明書を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、転出証明書の交付を受ける必要がなく、転入市区町村で必要な住民票情報は、ネットワークを通じて転送されます。

注) 一定の事項を記入した転出届を郵送で行う必要があります。

の証明書などは不要となり、他の添付書類で引き続き必要なものもあります。詳しくは、申請・届出の手続きを行う窓口にお尋ね下さい。

◆問い合わせ 町民生活課 住民係



国民健康保険における各種届出や保険税の納付義務は、世帯主にあります。したがって、今までは世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者がいる場合、これらの義務は世帯主が負っていました。

しかし、実際に保険税を納めている方が、国保の加入者本人である場合も多いことから、届出に基づき、国保制度上の世帯主を、住民登録上の世帯主から国保の加入者に変更できるよう

国民健康保険制度上の世帯主を 実際の加入者に変更できるようになりました

- ① 国民健康保険に加入している人
 - ② 老人保険法の適用を受けていない人
 - ③ 厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人
- 退職者医療制度を受けられる人は、長い間、会社や役所などに勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受けている69歳以下の人とその扶養者で、次の項目に該当する方です。

退職者医療制度

④ 退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者

年金受給権が発生した日から適用

●お医者さんにかかる時の一部負担金

退職者被保険者本人	入院・通院とも2割
扶養家族	入院は医療費の2割 通院は医療費の3割

◆問い合わせ 町民生活課 国民健康保険係

ただし、この変更は国保事業の運営上支障がない場合に限り認められるため、次の条件が必要となります。

- ・保険税の滞納がないこと。
- ・住民登録上の世帯主の同意があること。

変更後も各種の届出、保険税の納付が確実に見込めること。

◆問い合わせ 届出先 町民生活課 国民健康保険係

6月資源ゴミ収集実績

空きびん	6.3 t
空き缶	5.5 t
古紙	36.0 t
ペットボトル (拠点回収分)	0.7 t
合計	48.5 t

「買い物でくらしを 変えよう」

「ごみ半減県民運動」

県では、「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会」を、消費者自らの行動によって「地球にやさしい循環型社会」に転換していくために、「買い物でくらしを変えよう」ごみ半減県民運動に取り組んでいます。

この県民運動では、消費者がライフスタイルを見直し、生活の入口である「買い物」の段階からごみの削減やリサイクルを意識することで、ごみの減量を図ろうというものです。

【消費者の皆さんへのおお願い】

- 買い物に行く際に、買い物袋をもっていきましよう。
- ばら売りや詰替え商品など簡易包装商品を選びましよう。
- 環境にやさしいエコ商品(再生品など)を選びましよう。

◆問い合わせ 県民生活課 ☎280-51335